



平成 19 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 明豊ファシリティワークス株式会社
代表者名 代表取締役社長 大見 和敏
(J A S D A Q ・ コード 1 7 1 7)

問合せ先
役職・氏名 取締役経営企画部長 大島 和男
電話 03-5211-0066

取締役に対するストック・オプションの付与に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 16 日開催の取締役会において、取締役に対し、非金銭報酬等として年額 1 4 0 0 万円以内の範囲で、下記の通りストック・オプションとして新株予約権を付与することの承認を求める議案「取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件」を、平成 19 年 6 月 27 日開催予定の第 27 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 取締役に対し新株予約権を割当てる理由

当社の取締役对新株予約権を付与することで、当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、当社企業価値の向上を図ることを目的としております。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数

当社取締役（会長を除く） 5 名

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 150, 000 株 を上限とする。

なお、当社が株式分割(株式の無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める株式の数の調整を行う。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その新株予約権1個当りの価額は、次により決定される新株予約権の行使に際して交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に100を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)におけるジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。

ただし、当該金額が新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行う。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

平成22年7月1日から平成29年6月15日まで。

ただし行使期間の開始日が当社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また、行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使条件

①新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。ただし、任期満了による役員の退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社取締役会にて認められた場合はこの限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。

③新株予約権の質入れその他の担保設定を認めない。

④その他の条件については、株主総会および新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の規定による資本金等増加限度額のうち、これに2分の1を乗じ、1円未満の端数を切り上げた額とし、その余は資本準備金に組み入れるものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

ただし、租税特別措置法の優遇措置を受ける場合には、新株予約権を譲渡することができない。

(8) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認(株主総会の承認が不要な場合には取締役会で承認)された場合は、当社は当社が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、当社の新株予約権について、当社が別に定める日が到来したときに、新株予約権の目的である株式の時価と権利行使価額との差額をもって取得することができる。

(9) 新株予約権の行使時の端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(10) 新株予約権証券

当社は、新株予約権者の請求がある場合に限り、新株予約権証券を発行する。

(11) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

3. 募集事項

(1) 発行する新株予約権の総数

1,500個 を上限とする。

(新株予約権1個当たりの目的となる株式の普通株式の数は100株とする。ただし、2(3)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(2) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

金銭の払込みを要しないもの(無償)とする。

4. 募集事項の決定の委任等

上記に定めるものの他、新株予約権の募集事項及びこれに関する細目事項を含むその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上